



目次	
高知県教育委員会規則	ページ
◎高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	1
高知県教育委員会訓令	
◎県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令	1
◎高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令	1
高知県教育長訓令	
◎教育機関等の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令	1
◎県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令	1

教育委員会規則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月31日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第5号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第29条」を「一第29条の2」に改める。

第6条第2項中「学校支援チーム」を「学校支援・教育DX推進室」に改める。

第9条中第25号を第26号とし、第24号を第25号とし、第23号を第24号とし、第22号の次に次の1号を加える。

(23) 高知県公立学校情報機器整備基金に関すること。

第13条第19号を削り、同条第20号を同条第19号とする。

第17条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第3章第4節中第29条の次に次の1条を加える。

(内部組織)

第29条の2 心の教育センターの内部組織として、多様な学び・相談支援課を置く。

第39条第1項の表心の教育センターの項中「チーフ」を「課長」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

高知県教育委員会訓令第2号

教育委員会事務局

県立学校

県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月31日

高知県教育長 長岡 幹泰

県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令

県立学校事務処理規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表25の項中「、賃金」を削る。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

高知県教育委員会訓令第3号

教育委員会事務局

各教育機関

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月31日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程（平成14年3月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の表教育機関の高知県心の教育センター所長の項中「チーフ」を「多様な学び・相談支援課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

教育長訓令

高知県教育長訓令第1号

事務局

各事務所

各教育機関

教育機関等の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月31日

高知県教育長 長岡 幹泰

教育機関等の長に対する事務委任規程の一部を改正する

訓令

教育機関等の長に対する事務委任規程（昭和46年3月高知県教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第20号中「、賃金」を削る。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

高知県教育長訓令第2号

教育委員会事務局

各県立学校

県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月31日

高知県教育長 長岡 幹泰

県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令

県立学校長に対する事務委任規程（平成4年3月高知県教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第23号中「、賃金」を削る。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。